

投資信託総合取引規定の一部改正について

(2 0 2 4 年 1 月 1 日 実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
第 1 条 (規定の趣旨) (省略) 第 2 条 (投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引 (この規定において「投資信託総合取引」と総称します。) を利用できます。 ① ～ (省略) ③ ④ 非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款 ⑤ ～ (省略) ⑦ 第 3 条 (申込方法等) ～ (省略) 第 6 条 (指定口座の取扱い) 第 6 条の 2 (指定口座の管理) お客様は、第 6 条の指定口座 (その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。) について、未利用口座 (普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。) として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。 2 (省略) 3 お客様が<u>第</u>2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。 (以下省略)	第 1 条 (規定の趣旨) (省略) 第 2 条 (投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引 (この規定において「投資信託総合取引」と総称します。) を利用できます。 ① ～ (省略) ③ ④ 非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款 ⑤ ～ (省略) ⑦ 第 3 条 (申込方法等) ～ (省略) 第 6 条 (指定口座の取扱い) 第 6 条の 2 (指定口座の管理) お客様は、第 6 条の指定口座 (その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。) について、未利用口座 (普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。) として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。 2 (省略) 3 お客様が<u>前</u>2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当会は責任を負いません。 (以下省略)